

財 関 第 6 4 7 号
平成 18 年 5 月 30 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

関税定率法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 17 号)の一部(輸出取締り関係部分及び関税定率法から関税法に移行する輸入禁制品関係部分)の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 6 月 1 日(下記第 5 については同年 6 月 8 日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用されることとして差し支えない。

記

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

- 1 . 32 - 3 の(1)中「定率法第 21 条第 1 項各号((輸入禁制品))」を「法第 69 条の 2 第 1 項各号((輸出してはならない貨物))及び法第 69 条の 8 第 1 項各号((輸入してはならない貨物))」に改める。
- 2 . 32 - 5 の本文中「関税定率法基本通達 21 の 3 の 2 - 1」を「後記 69 の 13 - 1」に改める。
- 3 . 34 の 2 - 1 の(1)のイの(ハ)の 中「銃砲刀剣類」を「けん銃」に、「定率法第 21 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号((輸入禁制品))に掲げる貨物」を「法第 69 条の 8 第 1 項各号((輸入してはならない貨物))に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物(積戻しに係る貨物にあっては、法第 69 条の 2 第 1 項各号((輸出してはならない貨物))に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物)」に改め、同項の(2)のイに後段として次のように加える。

なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当

職員に連絡させるものとする。

4 . 40 - 1 の(4)中「定率法第 21 条第 1 項第 9 号 ((輸入禁制品))」を「法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号 ((輸入してはならない貨物))」に改める。

5 . 40 - 3 の(2)を次のように改める。

(2) 麻薬等法第 69 条の 2 第 1 項各号 ((輸出してはならない貨物)) に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物

6 . 40 - 3 の(2)の次に次のように加える。

(3) 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第 69 条の 8 第 1 項各号 ((輸入してはならない貨物)) に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物

7 . 42 - 3 の(6)中「暫定法」を「定率法の別表第 2709.00 号に掲げる原油 (エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備 (エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。) の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。) 暫定法」に改め、同項の(7)中「還付等並びに貨物の確認」を「貨物の確認等」に改める。

8 . 48 - 1 の別表 3 中「法第 109 条」を「法第 108 条の 4、法第 109 条」に改める。

9 . 63 - 1 の(1)中「定率法第 21 条 ((輸入禁制品))」に掲げる輸入禁制品」を「法第 69 条の 2 第 1 項各号 ((輸出してはならない貨物))」に掲げる貨物及び法第 69 条の 8 第 1 項各号 ((輸入してはならない貨物))」に、「輸入が」を「輸出入が」に改める。

10 . 67 - 4 - 12 の本文中「定率法第 21 条第 1 項第 4 号」を「法第 69 条の 8 第 1 項第 4 号」に改める。

11 . 76 - 4 - 4 の(2)中「定率法第 21 条第 1 項第 3 号 ((輸入禁制品))」を「法第 69 条の 8 第 1 項第 3 号 ((輸入してはならない貨物))」に改める。

12 . 79 - 4 中「定率法第 21 条第 1 項各号 ((輸入禁制品))」を「法第 69 条の 8 第 1 項各号 ((輸入してはならない貨物))」に改める。

13 . 89 - 6 の(3)の中「関税定率法第 21 条第 3 項 ((輸入禁制品に該当する旨の通知))」を「法第 69 条の 8 第 3 項 ((輸入してはならない貨物に該当する旨の通知))」に改める。

14 . 第 6 章第 5 節の次に次の 3 節及び節名を加える。

第 6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品

(輸出してはならない貨物の取扱い)

69 の 2 - 1 法第 69 条の 2 第 3 項 ((児童ポルノに該当する旨の通知)) の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号 ((児童ポルノ)) に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。

(児童ポルノの取扱い)

69の2-1の2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項（（定義））に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。

- (1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。
- (2) 児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間ににおける性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。
- (3) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。

(該当通知)

69の2-2 法第69条の2第3項の規定による通知は、「輸出してはならない貨物該当通知書」（C-5600）（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書」（C-5602））を当該貨物を輸出しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（（定義））に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2-4-1の(3)及び2の4 2の(3)による公示送達によるものとする。

(該当物品の処理)

69の2-3 法第69条の2第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第8章の定めるところによる。

- (1) 廃棄又は滅却
- (2) 該当箇所の修正又は削除
- (3) 任意放棄

(輸出してはならない貨物の取扱い)

69の8-1 法第69条の8第3項（（公安又は風俗を害すべき書籍等の通知））の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第 69 条の 8 第 1 項第 7 号 ((公安又は風俗を害すべき書籍等)) 又は第 8 号 ((児童ポルノ)) に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があつてもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。

(風俗を害すべき物品の取扱い)

69 の 8 - 1 の 2 「風俗を害すべき」物品の取扱いについては、従来の判例を踏まえ、次による。

- (1) 「風俗」とは専ら性的風俗を意味するので、輸入禁止の対象はわいせつな書籍、図画等に限るものとする。
- (2) 「風俗を害すべき」物品の審査は、輸入貨物に対する通常の税関検査過程で発見された書籍、図画等を対象とするものである。ただし、思想内容等それ自体を網羅的に審査し規制することを目的とするものではないことに留意する。

(わいせつ物品の取扱い)

69 の 8 - 1 の 3 わいせつ物品の取扱いは、従来の判例等を踏まえ、次による。

- (1) 男女の露出された性器が描写されている書籍、図画等については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。
- (2) ただし、性器が描写されている書籍、図画等であっても、その描写の程度とその手法、その描写が作品全体に占める比重、構成等を考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わないものとする。

具体的には、例えば次のような取扱いとする。

イ 静止画

- (1) 性器が描写されているものであっても、それが不明瞭又は不鮮明であるものは該当としない。
- (2) 性器の描写が鮮明なものであっても、その手法が観る者の好色的興味に訴えるものと認められないものは、原則として該当としない。
- (ハ) 上記(1)、(2)以外の静止画で性器が描写されているものであっても、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては該当としない。

殊更に強調することなく性器が描写されているものであって、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの。

写真集・写真雑誌であって、性器の描写されている写真がごく一部であると認められるもの。

日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの。

ロ 動画

- (1) 性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては該当としない。

性器の描写が不明瞭又は不鮮明であるか、性器の輪郭程度しか判

別できない大きさのもの。

通常の速度で映写又は再生された画面において、性器が殊更に強調されることなく短時間描写されたもの、あるいは、強調されたものであっても、性器の描写が瞬間的なもの。

日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの。

(ロ) アニメーションについては、性交等の性器の描写があっても、单纯化された描写のものは該当としない。

ハ 医学・医療用物品又は性教育用物品

医学・医療用物品又は性教育用物品と認められるものについては、性器が描写又は模されていても該当としない。

二 人形・工芸品類又は模造性器具

性器が描写又は模倣されていても、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては該当としない。

(イ) 人間の肌の色以外の色彩等を施したもの

(ロ) 現実感に欠けるもの

(ハ) 描写又は模倣が精巧でないもの

(児童ポルノの取扱い)

69の8-1の4 児童ポルノの取扱いは前記69の2-1の2による。

(該当通知)

69の8-2 法第69条の8第3項の規定による通知は、「輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5800)(外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書」(C-5802))を当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2-4-1の(3)及び2の4 2の(3)による公示送達によるものとする。

(該当物品の処理)

69の8-3 法第69条の8第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第8章の定めるところによる。

(1) 法第34条((外国貨物の廃棄))の規定による廃棄

(2) 法第45条第1項ただし書((許可を受けた者の関税の納付義務))(法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む)の規定による滅却

(3) 法第75条((外国貨物の積戻し))の規定による積戻し(児童ポルノを除く。)

(4) 該当箇所の修正又は削除

(5) 任意放棄

第7節 知的財産侵害物品（輸出）

（用語の定義）

69の2~69の7 1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「侵害物品」 法第69条の2第1項第3号((輸出してはならない貨物))に掲げる物品をいう。
- (2) 「侵害疑義物品」 侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。
- (3) 「認定手続」 侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。
- (4) 「疑義貨物」 認定手続が執られた貨物をいう。
- (5) 「輸出者等」 輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び日本郵政公社から提示された国際郵便物の差出人をいう。
- (6) 「輸出差止申立て」 法第69条の4第1項((輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)(法第75条において準用する場合を含む。)の規定による申立てをいう。
- (7) 「申立人」 輸出差止申立てをした者（その代理人を含む。）をいう。
- (8) 「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第69条の5((輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め))(法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。
- (9) 「自発的処理」 後記69の3 2（輸出者等による自発的処理の取扱い）(1)に規定する廃棄、滅却、国内引取り、輸出同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。
- (10) 「農林水産大臣意見照会」 法第69条の7第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))(法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めるることをいう。

（各種通知書等の送付方法）

69の2~69の7 2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記2の4-1（送達の方法）に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、配達記録付郵便）をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記2の4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。

（取締対象貨物）

69の2 4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。

(1) 輸出差止申立てが受理されたもの

(2) その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの
(知的財産調査官等の事務)

69の2 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。

(1) 知的財産調査官(署所知的財産調査官(署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。)にあっては、口からトまでの事務に限る。)

イ 輸出差止申立ての受理又は不受理に係る手続(輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。)

ロ 認定手続

ハ 輸出差止申立てに係る供託命令

ニ 農林水産大臣意見照会に係る手続

ホ 育成者権(育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。)(以下この節において「知的財産」という。)に関する資料及び情報の収集整理及び伝達

ヘ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究

ト 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導

チ 総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官(本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。)との連絡及び調整

(2) 総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからニまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。

(3) 知的財産担当官

税関長は、監視部(沖縄地区税関にあっては本関監視担当)及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロからトまでの事務を処理させる。

(知的財産の侵害とはならない物品)

69の2 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

(1) 業として輸出されるものでないもの

(2) 育成者権者(以下この節において「権利者」という。)から輸出の許諾を得ているもの

(認定手続)

69の3 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。

(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署

イ 認定依頼

(1) 一般輸出貨物の場合

発見部門の長(統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸出貨物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品について前記 67-3-13(税關における見本の採取)に準じて見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5604)(以下この節において「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。

(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本關知的財産調査官に協議するものとする。下記(ハ)において同じ。

(ロ) 旅具通關扱貨物の場合

発見部門の長(統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸出に係る旅具通關扱貨物の場合について同じ。)は、「保管証」(C-5606)を2部作成し、1部を輸出者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、速やかに知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。

(注) 認定依頼を受けた知的財産担当官は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。

なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本關知的財産調査官に協議するものとする。

(ハ) 國際郵便物の場合

発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る國際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局(以下この節において「取扱郵便局」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(C-5608)(以下この節において「発見通報書」という。)をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。

ロ 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知

(1) 認定手続を開始する旨の通知は、輸出者等に対しては「認定手続開

始通知書(輸出者用)(C-5610)(国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書(差出人用)(C-5612)。以下この節において「認定手続開始通知書(輸出者等用)」という。)を、権利者に対しては「認定手続開始通知書(権利者用)(C-5614)をそれぞれ交付することにより行う。

(口) 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号((行政機関の休日))に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。

八 生産者の氏名等の通知

法第69条の3第3項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記口の規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5616)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認められる場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

二 疑義貨物に対する調査等

(1) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書(輸出者等用)」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。

現品と輸出差止申立てにおいて提出された外觀から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。

輸出者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。

なお、上記(1)の口の(口)で設定した回答期限を超えて証拠の提

出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

輸出者等又は権利者の一方が、その主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが判明した場合には、その証拠の提出をしようようする。

輸出者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸出者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

(注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

(ロ) 輸出差止申立書が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸出者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5618)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸出者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。

なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。

(ハ) 疑義貨物の認定に際し、疑義貨物に係る個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し疑義貨物の鑑定を依頼する。

なお、鑑定に際しては、輸出者等から当該物品を権利者へ提示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があり、当該申出に理由があると認められる場合は、当該箇所を被覆したうえで提示すること。

(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。

(ニ) 「認定手続開始通知書(輸出者等用)」の日付の日から1か月以内に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。

(ホ) 輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他農林水産大臣意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ヘ) 認定手続の過程において、輸出者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。

　　輸出同意書の提出又は切除等の修正の場合

　　当該処理を認め、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱う。

　　保税地域(他所蔵置場所を含む。以下この節及び次節において同じ。)における廃棄若しくは滅却、国内引取り又は任意放棄の場合あらかじめ、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C-5619)及び国内引取りの場合は権利者の同意書を提出させた上で、当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。

ホ 輸出者等及び権利者への認定通知等

知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ヘ)の場合を含む。)又は上記二(ヘ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5620)をもって通報するとともに、輸出者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。

(1) 輸出者等への通知

「認定通知書(輸出者用)」(C-5622(国際郵便物にあっては「認定通知書(差出人用)」(C-5624)。以下この節において「認定通知書(輸出者等用)」)という。)を交付する。

なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書(輸出者等用)」には、「任意放棄書」(C-5380)を添付する。

(注) 輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門(以下この節において「保税担当部門」という。)に対して輸出者に「認定通知書(輸出者等用)」を交付したことを通報する。

(ロ) 権利者への通知

認定結果の通知

「認定通知書(権利者用)」(C-5626)を交付する。

認定手続取りやめ通知

「処理結果通知書」(C-5628)を交付する。

(2) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署

イ 一般輸出貨物の場合

発見部門の長は、侵害疑義物品について前記 67-3-13 に準じて見本を採取したうえ、上記(1)の口からホまでにより処理する。

(注) 発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議する。以下ハにおいて同じ。

□ 旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を旅客等に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、上記(1)の口からホまでにより処理する。

(注) 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する。

ハ 國際郵便物の場合

発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記(1)の口からホまでにより処理する。

(3) 裁判外紛争解決手続の活用

イ 認定手続の当事者である権利者及び輸出者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(C-5630) 3 部(原本、権利者及び輸出者等交付用)を提出させるものとする。

□ 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸出者等からその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸出者等に対し 5 日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

(輸出者等による自発的処理の取扱い)

69 の 3 2 輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。

(1) 輸出者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

(1) 保税地域における廃棄又は滅却

(ロ) 国内引取り

(ハ) 権利者からの輸出同意書(権利者が当該物品の輸出について同意する旨を記載した書類。以下同じ。)の提出

(ニ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正

(ホ) 任意放棄

□ 國際郵便物の場合

- (1) 権利者からの輸出同意書の提出
- (ロ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正
- (ハ) 任意放棄

(2) 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。

なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

- (1) 輸出者等が保税地域における廃棄若しくは滅却又は国内引取りを行うことを申し出た場合
輸出申告を撤回させたうえ、疑義貨物又は侵害物品を廃棄若しくは滅却又は国内引取りさせる（侵害物品については、廃棄等を行う旨の書面及び国内引取りの場合は権利者の同意書を提出させる）
- (ロ) 輸出者等が権利者からの輸出同意書を提出した場合
輸出を認める。
- (ハ) 輸出者等が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合
権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認める。

- (二) 輸出者等が任意放棄する意思を明らかにした場合

「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸出者等が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。

ロ 國際郵便物の場合

- (1) 差出人が権利者からの輸出同意書を提出した場合
取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」（C-5634）をもって通報する。
- (ロ) 差出人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合
権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場

合には、取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(ハ) 差出人が任意放棄する意思を明らかにした場合

「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、差出人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局に対し、当該物品が差出人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。

(ホ) 差出人が国内引取りの意思を明らかにした場合

国内引取りを行う旨の書面及び権利者の同意書の提出を求め、取扱郵便局に対し、差出人が当該物品の国内引取りを行う旨を、当該書面の写しをもって通報する。

（認定後の取扱い）

69の3 3 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。

(1) 侵害物品に該当しない物品

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

輸出を認める。

なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者に返却する。

ロ 国際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(2) 侵害物品に該当する物品

「認定通知書（輸出者等用）」を輸出者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸出されるおそれがある場合を除く。）は、法第 69 条の 2 第 2 項の規定による没収を行わないこととし、輸出者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

（侵害物品の没収の手続）

69の3 4 侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。

なお、没収を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。没収の手続は次によるものとする。

イ 一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長は、輸出者に対して「関税法第69条の2第1項第3号該当物品没収通知書」(C-5636)(以下この節において「没収通知書」という。)を交付する。

ロ 国際郵便物の場合

発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。

また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

(輸出差止実績の公表)

69の3 5 侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

- (1) 侵害物品及び輸出者が自発的処理等をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において品目別、仕向国別の全国分件数及び点数を集計し、四半期毎に公表する。
- (2) 各税関においては、輸出差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の品目別、仕向国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。

(輸出差止申立ての取扱い)

69の4 1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。

(1) 輸出差止申立ての手続

輸出差止申立てをしようとする権利者には、「輸出差止申立書」(C-5640)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行われるものとする。

イ 申立てを行うことができる者

輸出差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。

なお、代理人に輸出差止申立ての手続を委任することを妨げない。

ロ 提出窓口

輸出差止申立てをしようとする者の住所(当該者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地)を管轄する税関又は当該者が侵害すると認める物品の輸出を予想する税関官署を管轄する税関の本関知的財産調査官とする。

なお、複数の税関官署に輸出差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税関の本関知的財産調査官に対して提出させるものとする。

ハ 添付書類等

(1) 添付が必要な資料等

知的財産の内容を証する書類

品種登録簿の謄本(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、輸出差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。)

侵害の事実を疎明するための資料等

次の資料を添付させることとする。

- A 真正品及び侵害すると認める物品のサンプル又は写真
- B 品種登録簿における特性記録部のうち侵害すると認める物品の識別に必要な部分を明示したもの
- C 外観から侵害すると認める物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面(外観から識別できる資料等の提出ができない場合には、侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などを記載した資料)
- D 真正品のDNA鑑定書(外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。)
- E 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書

なお、提出されたDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であるとの確認ができる場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。

代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合

権利者が、代理人に申立手続を委任する場合には、委任の範囲を明示して代理権を証する書類

(ロ) 輸出差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等

本関知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸出差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税關及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税關が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。

輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し

弁護士等(弁護士又は弁理士をいう。以下この節及び次節において同じ。)が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品

に関する鑑定書(日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。)

申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

侵害すると認める物品を輸出することが予想される者、その仕向人その他侵害すると認める物品に関する情報

二 輸出差止申立書及び添付書類等の提出部数

9部(受付税関用及び他税関送付用)

ただし、申立人が特定の税関又は特定の税関官署のみにおける輸出差止を申し立てる場合は、当該申立てに係る税関(特定の税関官署に係る場合には、当該税関官署を管轄する税関)の数とする。

(注) 添付資料は、他税関送付用(最大8部)については、写しを提出させることとして差し支えない。

なお、上記ハ(イ)のサンプル等の現物については、これに加えて申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。

(2) 輸出差止申立ての審査

イ 上記(1)のハ((ロ)を除く。)及び二の輸出差止申立書及び添付資料等が提出された場合は、輸出差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に對し隨時その提出を求めるることとし、次の受理要件を満たしている輸出差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸出差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。

(注1) 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを品種登録簿の謄本により確認する必要があるので留意する。

(注2) 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された輸出差止申立書の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。

(1) 「輸出差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。
自己の知的財産の内容

法第69条の2第1項第3号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名

法第69条の2第1項第3号に掲げる貨物に該当すると認める理由

識別ポイント

輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間

なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記69の6 1の(1)の口及び同項の(1)のハの(口)のただし書による取扱いが行われる旨を教示することとする。

(口) 「輸出差止申立書」の添付資料等として品種登録簿の謄本及び侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること(上記(1)のハの(口)のただし書に規定する税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)。

(ハ) 「輸出差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の育成者権を侵害している事実を確認できること。

口 輸出差止申立ての審査において、当該輸出差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸出者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合その他輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

(3) 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等

輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。

イ 総括知的財産調査官は、上記(2)口の規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記口の事務を行うものとする。

口 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補(財務省の税関ホームページに掲載されている者をいい、下記ハの(注3)により包括的に委嘱した者を含む。以下この節において同じ。)の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸出差止申立て(以下この項において「対象申立て」という。)に係る事案の申立人及び予想される輸出者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。

ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)の口により公表することとなる事項等を記載した「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5644)により当事者(対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者のうち当該申立人との間に争いがある輸出者その他意見を聴くことが適当と認めら

れる輸出者いう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。

(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。

(注2) 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。

(注3) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(C-5647)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て、及び認定手続における専門委員意見照会における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。

二 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5648)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から予想される輸出者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。

ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合におい

て、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。

ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5650)(対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。

なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。

ト 専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかった場合は、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸出差止申立ての受理・不受理結果通知書」(C-5652)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。

チ 「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5654)により、その旨及び理由を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。

(4) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い

イ 輸出差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸出差止申立てが効力を有する期間を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸出差止申立書」及び添付資料等を輸出差止申立てが行われている他税関の本関知的財産調査官に送付する。

なお、輸出差止申立てが効力を有する期間は、当該輸出差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。

ロ 「輸出差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸出差止申立て・更新受理通知書」(C-5656)又は「輸出差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658)を作成し、輸出差止申立てを受け付けた税関に送付する。

なお、輸出差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。

(注1) 「輸出差止申立て・更新受理通知書」及び「輸出差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。

(注2) 「輸出差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸出差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸出差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数（通常10日程度）を見込んで決定する。

八 輸出差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸出差止申立て・更新受理通知書」又は「輸出差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付する。

二 輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。

(注) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行うよう教示するものとする。

(5) 輸出差止申立ての内容の公表

受理した「輸出差止申立書」の内容は、次により公表する。

イ 公表する事項

(1) 「輸出差止申立書」中【公表】と記載されている事項は公表する。

(ロ) 「輸出差止申立書」中【公表の可否】と記載されている事項については、申立人に公表の可否を確認のうえ、公表を可とするものに限り公表する。

ロ 公表方法

輸出差止申立てを受け付けた税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを輸出差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。

(6) 輸出差止申立ての更新

イ 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロ及び(3)の規定を準用して審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出差止申立て更新申請書」(C-5660)（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税関に提出させる。

ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(5)までに準じて取り扱う。ただし、輸出差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。

(7) 輸出差止申立ての内容変更

輸出差止申立て(上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。)を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸出差止申立てを受け付けた税関に、内容変更(追加情報を含む。)の申出があった場合には、変更内容を書面(任意の様式)により提出させるものとし、内容変更後の輸出差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。

この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。

なお、本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当「輸出差止申立書」受付税関書面をもって提出するよう予め通知する。

(8) 輸出差止申立ての受理の撤回

輸出差止申立てのうち、受理要件を満たさなくなったものについては受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には「輸出差止申立て・更新受理撤回通知書」(C-5664)により理由を付して申立人に通知する。

なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、当該輸出差止申立てを受け付けた税関は、総括知的財産調査官及び対象税関の本関知的財産調査官と協議するものとする。

(9) 輸出差止申立ての撤回

申立人から輸出差止申立て有効期間内に当該輸出差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。

なお、輸出差止申立ての撤回の申出は、当該輸出差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。

(注) 輸出差止申立ての有効期間中に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。

(その他)

69 の 4 - 2 権利者から輸出差止申立て以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うよう要請するものとする。

(輸出差止申立てに係る供託等)

69の6 1 法第69条の6((輸出差止申立てに係る供託等))(法第75条((外国貨物の積戻し))において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 供託命令の要求

法第69条の6第1項((金銭の供託))に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ 供託の期限

法第69条の6第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5670)の日付けの日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

ハ 供託額

(1) 法第69条の6第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額(申告価格の20%程度を目安に算定する。)

予想される認定手続期間中に輸出者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額(当該貨物の申告価格とする。)

その他、予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通關することができないことにより被るおそれのある損害の額

(ロ) 上記(1)の額の算定に当たっては、輸出者等から事情を聴取とともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記二なお書の場合には、あらかじめ、上記ハの(1)のからまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、

後日上記ハの(イ)の について追加供託命令を行う旨を輸出者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

二 供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長)が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い(必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。)当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第 69 条の 6 第 11 項の通知を行うことに留意する。)また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(C-5672) 正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(1) 供託物の種類

法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 (関税の納付に関する用語の意義)の(1)の規定に準じて取り扱う。

法第 69 条の 6 第 3 項(有価証券の供託)に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 (関税の担保の種類)の(1)及び(2)に準じて取り扱う。

ただし、社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは認めないこととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 (国債及

び地方債の価額)及び9の6-4(社債等の担保金額)の規定に準じて取り扱う。

(八) 供託場所

金銭又は有価証券(以下「金銭等」という。)の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

(二) 供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5674)(2部。原本、申立人交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

□ 支払い保証委託契約を締結する場合

(1) 支払い保証委託契約の相手方

法第69条の6第5項(供託に代わる契約)の契約(以下この項において「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)による長期信用銀行、農林中央金庫法(大正12年法律第42号)による農林中央金庫、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)による商工組合中央金庫、信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫及び保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(口) 支払保証委託契約の届出

供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を「支払保証委託契約締結届出書」(C-5676)(2部。原本、申立人交付用)に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の7第1項(令第65条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」(支払保証委託契約締結届出書)の交付用)を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸出者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記(1)口から二まで及び(2)に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(4) 認定手続の取りやめ

イ 「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないとするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」(C-5678)を申立人及び輸出者等に交付する。

この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸出を認めるものとする。

(注) 認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

(5) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(1) 輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成6年法務省令・大蔵省令第5号。以下「供託金規則」という。)第1条((申立ての手続))(供託金規則第10条において準用する場合を含む。)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項((債務名義))

に規定する債務名義（確定判決等）

損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの

供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

上記 から までに掲げるものに類するもの

(注) に掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ロ) 輸出者等には、供託金規則様式第一（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十）による申立書に、上記(イ)の から までに掲げるものの（以下「債務名義等」という。）のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

□ 申立人からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、輸出者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべきと認めたときは、供託金規則様式第一（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十）の確認書を当該輸出者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。

(6) 有価証券の換価

イ 輸出者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条（（払渡の手続））により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

二 上記八の供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第4条第4項（供託金規則第10条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5680)に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

(7) 供託された金銭等の取扱い

イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

(1) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」(C-5620)に「認定通知書（輸出者等用）」の写しを添付してその旨を通報する。

(ロ) 上記(1)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

(1) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記69-3（認定手続）(1)ニ(ア)により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。

(ロ) 上記(1)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

(1) 金銭等を供託した申立人には、「担保取扱事由確認申請書」(C-5682)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

供託の原因となった貨物の輸出者等が、供託した金銭等の取扱しに同意したことを証明する書面

損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

(注) なお、権利者の誤った輸出差止申立てにより、輸出者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法（明治31年法律第9号）第724条（損害賠償請求権の消滅時効）により3年となるので留意する。

申立人が輸出者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）」であって、その理由欄に、権利者からの輸出同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの

その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸出者等に、当該書面（上記(1) を除く。）の真偽等について意見を述べる機会を与える。

(ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

二 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

(1) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C-5684）（2部。原本、申立人交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

(ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

(1) 収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C-5686）（2部。原本、申立人交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

(ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ヘ 収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下この節において「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」(C-5688)に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸出者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」(C-5690)を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

(1) 支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(C-5692)(2部。原本、申立人交付用)に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」(申立人交付用)を交付するとともに、の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

　　疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書(権利者用)」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

　　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸出者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えることとする。

　　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

　　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ 支払保証委託契約の内容の変更

(1) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」(C-5694)(2部。原本、申立人交付用)に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内

容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」(申立人交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

(農林水産大臣意見照会手続等)

69の7-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の7第1項((農林水産大臣に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、申立人と輸出者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。
- (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5730)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)これら以外の資料で輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(C-5732)により、その旨を通知する。
- (4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(C-5734)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5736)により、遅滞なくその旨を通知する。

第8節 知的財産侵害物品(輸入)

(用語の定義)

69の8~69の18 1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次

に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」 法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権をいう。
- (2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示又は同項第 3 号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 9（（輸入してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。
- (3) 「侵害物品」 法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号及び第 10 号（（輸入してはならない貨物））に掲げる物品をいう。
- (4) 「侵害疑義物品」 侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。
- (5) 「認定手続」 侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。
- (6) 「疑義貨物」 認定手続が執られた貨物をいう。
- (7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者（これらの者の代理人を含む。）をいう。
- (8) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び日本郵政公社から提示された国際郵便物の名あて人をいう。
- (9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 10 第 1 項（（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等））の規定による申立てをいう。
- (10) 「申立て人」 輸入差止申立てをした者（その代理人を含む。）をいう。
- (11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 11（（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。
- (12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 10 2（（輸入差止情報提供の取扱い））により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。
- (13) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者（その代理人を含む。）をいう。
- (14) 「自発的処理」 後記 69 の 9 2（（輸入者等による自発的処理の取扱い））（1）に規定する廃棄、滅却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。
- (15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 13 第 1 項（（見本検査の申請））の規定による申請をいう。

- (16) 「特許庁長官意見照会」 法第 69 条の 14 第 2 項又は 9 項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めるることをいう。
- (17) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 15 第 1 項((農林水産大臣に対する意見の求め))の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めるることをいう。
- (18) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 15 第 1 項((経済産業大臣に対する意見の求め))の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めるることをいう。
- (19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 16((認定手続における専門委員への意見の求め))の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。
- (20) 「通関解放金」 法第 69 条の 17 第 3 項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭(同条第 4 項に規定する有価証券を含む。)をいう。
- (21) 「通関解放」 法第 69 条の 17 第 11 項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

(各種通知書等の送付方法)

69 の 8 ~ 69 の 18 2 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は前記 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの(例えば、配達記録付郵便)をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記 2 の 4 - 1 の(3)及び 2 の 4 - 2 の(3)による公示送達によるものとする。

(取締対象貨物)

69 の 8 4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。

- (1) 知的財産(回路配置利用権を除く。)
 - イ 輸入差止申立てが受理されたもの
 - ロ その他税關において侵害物品の疑いがあると判断されるもの
- (2) 回路配置利用権
 - イ 輸入差止情報提供のあったもの
 - ロ その他税關において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

(知的財産調査官等の事務)

69 の 8 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。

- (1) 知的財産調査官(署所知的財産調査官にあっては、ハからチまで及び又からワまでの事務に限る。)
 - イ 輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続(輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。)

- 口 輸入差止情報提供の受付
- ハ 認定手続
- 二 輸入差止申立てに係る供託命令
- ホ 見本検査承認申請に係る手続（供託命令を含む。）
- ヘ 特許庁長官意見照会に係る手続
- ト 農林水産大臣意見照会に係る手続
- チ 経済産業大臣意見照会に係る手続
- リ 認定手続における専門委員意見照会に係る手続
- ヌ 通関解放に係る手続（供託命令を含む。）
- ル 知的財産に関する資料及び情報の収集整理及び伝達
- ヲ 侵害物品に係る審査及び検査手法の研究
- ワ 侵害物品の取締りに関する関係部門の指導
- カ 総括知的財産調査官及び他税關の本關知的財産調査官との連絡及び調整

(2) 総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヌまでの事務について、全国の税關における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本關知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。

(3) 知的財産担当官

税關長は、監視部（沖縄地区税關にあっては本關監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからチまで及びヌからワまでの事務を処理させる。

（知的財産の侵害とはならない物品）

69の8 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

- (1) 業として輸入されるものでないもの
- (2) 権利者から輸入の許諾を得ているもの
- (3) 回路配置利用権について、半導体集積回路の引渡しを受けた時において、模倣の事実を知らず、かつ、知らないことについて過失のない者によって輸入されるもの
- (4) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号（適用除外）に掲げる行為を組成する物品
- (5) 後記69の8 7（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの

(商標権等に係る並行輸入品の取扱い)

69の8 7 商標権等に係る並行輸入品の取扱いは、次による。

(1) 商標権に係る並行輸入品の取扱い

商標権に係る商標と同一の標章を付した物品がその商標権者又は当該物品を輸入する権利を有する者以外の者によって輸入される場合において、当該物品が当該標章を適法に付されて拡布されたものであって、当該標章を適法に付して拡布した者と我が国の商標権者が同一人である場合又は同一人と同視できるような特殊な関係がある場合には、当該物品は当該商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

ただし、当該拡布された物品に付された標章及び我が国の商標権者に係る標章が、それぞれ別個の出所を表示し又は別個の品質を保証するものである場合その他それぞれの標章の使用が独自のものとして評価される場合における当該物品を除くものとする。

(2) 特許権に係る並行輸入品の取扱い

イ 我が国の特許権者又はこれと同視し得る者(以下この項において「特許権者等」という。)が国外において適法に拡布した特許製品が、特許権者等又は当該製品を輸入する権利を有する者以外の者によって輸入される場合において、次の場合以外の当該製品は特許権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

(1) 輸入者が譲受人であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合

(ロ) 輸入者が譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合であって、かつ、その旨が当該製品に明確に表示された場合

ロ 上記イにおいて、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされたことを確認するための資料とは、契約書又はこれに類する文書で、販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があることを確認できる資料をいう。

ハ 上記イの(ロ)中「その旨が当該製品に明確に表示された場合」とは、当該製品の取引時において、製品の本体又は包装に刻印、印刷、シール、下札等により、通常の注意を払えば容易に了知できる形式で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国が除外されている旨の表示がされている場合で、当該製品の取引時にはその旨の表示がされていたことが輸入時において確認できる場合をいう。

(3) 実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品の取扱い

上記(2)の規定は、実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品について準

用する。

(認定手続)

69の9 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。

(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署

イ 認定依頼

(1) 一般輸入貨物の場合

発見部門の長(統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品について前記67-3-13(税関における見本の採取)により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(C-5804)(以下この節において「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。

この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。

(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。下記(ハ)において同じ。

(ロ) 旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長(統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸入に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。)は、「保管証」(C-5806)を2部作成し、1部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、速やかに知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。

(注) 認定依頼を受けた知的財産担当官は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。

なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。

(ハ) 國際郵便物の場合

発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る國際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局(以下「取扱郵便局」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(C-5808)(以下「発見通報書」と

いう。)をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。

口 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知

(1) 認定手続を開始する旨の通知は、輸入者等に対しては「認定手続開始通知書(輸入者用)」(C-5810)(国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書(名あて人用)」(C-5812))。以下この節において「「認定手続開始通知書(輸入者等用)」」という。)を、権利者に対しては「認定手続開始通知書(権利者用)」(C-5814)をそれぞれ交付することにより行う。

(ロ) 後記69の10 1の(1)のハの(1)の のBに規定する実用新案権については、同項の(1)のハの(1)の のBに規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。

(ハ) 輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。

ハ 生産者の氏名等の通知

法第69条の9第3項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記口の規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5816)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

二 疑義貨物に対する調査等

(1) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。

「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。

なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外觀から侵害すると認める物品を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、侵害の事実を疎明する資料として提出されている侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などが記載された資料により確認を行うとともに、速やかに、DNA鑑定の依頼を行うものとする。

輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。

なお、上記(1)の口の(ハ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面(任意の様式)により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

輸入者等又は権利者の方が、その主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが判明した場合には、その証拠の提出をしようとする。

輸入者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸入者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

(注) 個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

(ロ) 輸入差止申立書が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。

なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報(法第69条の9第2項又は第3項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。)が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

(注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。

(ハ) 疑義貨物の認定に際し、疑義貨物に係る個別具体的な情報の取扱いに十分注意したうえで、必要に応じて権利者に対し疑義貨物の鑑定を依頼する。

なお、鑑定に際しては、輸入者等から当該物品を権利者へ提示するのに問題となる箇所がないか確認のうえ、問題がある旨の申出があり、当該申出に理由があると認められる場合は、当該箇所を被覆したうえで提示すること。

(注) 疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。

(ニ) 「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日から 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 17 第 1 項の規定による求めを行うことができる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。

(ホ) 輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ハ) 認定手続の過程において、輸入者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。

　　輸入同意書の提出又は切除等の修正の場合

　　当該処理を認め、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱う。

　　廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄の場合

　　当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。

ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等

知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記ニ(ハ) の場合を含む。）又は上記ニ(ハ) により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5820）をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。

(イ) 輸入者等への通知

「認定通知書（輸入者用）」（C-5822（国際郵便物にあっては「認定通知書（名あて人用）」（C-5824））以下この節において「「認定通知書（輸入者等用）」」という。）を交付する。

なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。

（注） 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。

（口） 権利者への通知

認定結果の通知

「認定通知書（権利者用）」（C-5826）を交付する。

認定手続取りやめ通知

「処理結果通知書」（C-5828）を交付する。

（2） 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署

イ 一般輸入貨物の場合

発見部門の長は、侵害疑義物品について前記 67-3-13 により見本（見本検査承認申請が見込まれる場合における見本を含む。）を採取したうえ、上記（1）の口からホまでにより処理する。

（注） 発見部門の長は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議する。以下ハにおいて同じ。

口 旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を旅客等に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、上記（1）の口からホまでにより処理する。

（注） 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する。

ハ 国際郵便物の場合

発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記（1）の口からホまでにより処理する。

（3） 裁判外紛争解決手続の活用

イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（原判決）を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行うこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」（C-5830）3 部（原本、権利者及び輸入者等交付用）を提出させるものとする。

口 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）

以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

ハ なお、裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

(輸入者等による自発的処理の取扱い)

69の9 2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。

(1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

(1) 法第34条((外国貨物の廃棄))の規定による廃棄

(口) 法第45条第1項ただし書き((許可を受けた者の関税の納付義務の免除)) (法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却

(ハ) 法第75条((外国貨物の積戻し))の規定による疑義貨物の積戻し

(ニ) 権利者からの輸入同意書(権利者が当該物品の輸入について同意する旨を記載した書類。以下同じ。)の提出

(ホ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正(例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。以下同じ。)

(ハ) 任意放棄

口 國際郵便物の場合

(1) 権利者からの輸入同意書の提出

(口) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正

(ハ) 任意放棄

(2) 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡(発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。)するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。

なお、採取見本については前記67-3-13(検査における見本の採取)により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

(1) 輸入者等が廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合

輸入申告を撤回させたうえ、税関職員の立会いの下で疑義貨物又は侵害物品を廃棄又は滅却させる。

(口) 輸入者等が権利者からの輸入同意書を提出した場合

輸入を認める。

(ハ) 輸入者等が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合

権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」(C-5832)により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認める（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸入は認めないこと）。

(二) 輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合

「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸入者等が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。

□ 国際郵便物の場合

(1) 名あて人が権利者からの輸入同意書を提出した場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」(C-5834)をもって通報する。

(ロ) 名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合

権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(ハ) 名あて人が任意放棄する意思を明らかにした場合

「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、名あて人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局に対し、当該物品が名あて人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。

（侵害物品等の積戻しの取扱い）

69の9 3 疑義貨物又は侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令第2条（輸出の承認）の規定により、輸出承認が必要であるが、商標権に係る侵害物品の輸出承認の申請があっても承認されないので留意すること。

（認定後の取扱い）

69の9 4 1 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。

(1) 侵害物品に該当しない物品

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

輸入を認める。

なお、採取見本については前記 67-3-13 (検査における見本の採取)により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者に返却する。

ロ 國際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

(2) 侵害物品に該当する物品

「認定通知書(輸入者等用)」を輸入者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間(侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。)は、法第 69 条の 8 第 2 項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

(通関解放が行われた貨物の取扱い)

69 の 9 4 2 発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記 69 の 9 4 1 の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する(発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。)とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通關解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)

69 の 9 5 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 8 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。

なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。

イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

(1) 没収の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」(C-5836)(以下この節において「没収通知書」という。)を交付する。

(ロ) 積戻命令の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又

は第 10 号該当物品積戻命令書」(C-5838) を交付する。

□ 国際郵便物の場合

発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。

また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

(輸入差止実績の公表)

69 の 9 6 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

- (1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を集計し、四半期毎に公表する。
- (2) 各税関においては、輸入差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲の実績並びに各税関の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。

(輸入差止申立ての取扱い)

69 の 10 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。

(1) 輸入差止申立ての手続

輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(C-5840)(不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)」(C - 5842))及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。

イ 申立てを行うことができる者

輸入差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。

なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。

□ 提出窓口

輸入差止申立てをしようとする者の住所(当該者が法人である場合には、その主たる事務所の所在地)を管轄する税関又は当該者が侵害すると認める物品の輸入を予想する税関官署を管轄する税関の本関知的財産調査官とする。

なお、複数の税関官署に輸入差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税関の本関知的財産調査官に対して提出させるものとする。

ハ 添付書類等

(1) 添付が必要な資料等

知的財産の内容を証する書類

登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 10 第 1 項に規定する書面(以下「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。以下同じ。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、

輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。)

(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(関税法第69条の10第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下「意見書等に関する規則」という。)第3条)。

不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者(意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。

不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。

不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。

申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること(平成18年4月1日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立時意見書に限る。)

侵害の事実を疎明するための資料等

輸入差止申立てに係る真正商品と侵害すると認める物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等

A 特許権又は実用新案権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。

a 当該物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)

(a) 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明

(b) 侵害すると認める物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様を特定（例えば、上記(a)の構成要件が「半径 10～15 cmの円形」であるとき、侵害すると認める物品の形が円形であること及びその半径（10～15 cmの範囲内）を特定する。）して記載した書類

(c) 上記(a)に記載した構成要件と上記(b)に記載した技術的構成を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類

(d) 侵害すると認める物品が特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠

b 侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）

B 平成6年1月1日以降に出願し登録された実用新案権（特許法等の一部を改正する法律（平成5年法律第26号）による改正後の実用新案法の適用を受けるもの）については、実用新案技術評価書を添付させるとともに、実用新案法第29条の2（（実用新案技術評価書の提示））の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸入することが予想される者の中その者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられないものとして取り扱い、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。）を添付させることとする。

（注）権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。

C 意匠権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付されることとする。

a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

(a) 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合態様を具体的に記載した、登録意匠の説明

(b) 上記(a)に対応させた侵害すると認める物品（部分）の特定及び説明

(c) 上記(a)の登録意匠と上記(b)の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

b 侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料(サンプル、型番又は型式等を示す資料等)

D 著作権又は著作隣接権を侵害すると認める物品（著作権法第113条第5項に係るものに限る。）については、次の資料を添付させることとする。

- a 同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」のサンプル
- b 同項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」のサンプル（サンプルが添付できない場合には、当該「国外頒布目的商業用レコード」の発行日、「国内頒布目的商業用レコード」との同一性及び「日本国内頒布禁止」等の表示内容が確認できる資料）
- c 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事実を確認できる書類）

E 育成者権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。

- a 真正品及び侵害すると認める物品のサンプル又は写真
- b 品種登録簿における特性記録部のうち侵害すると認める物品の識別に必要な部分を明示したもの
- c 外観から侵害すると認める物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面（外観から識別できる資料等の提出ができない場合には、侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などを記載した資料）
- d 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）
- e 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書

なお、提出されたDNA鑑定書については、農林水産省生産

局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができるない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

F 不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付させることとする。

a 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

(a) 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明

(b) 上記(a)に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明

(c) 上記(a)の真正商品と(b)の形態模倣品と認める物品とを対比して説明した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由

b 形態模倣品と認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は形式等を示す資料）

c 形態模倣品と認める物品を輸入しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し）

なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。

通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料を提出させるものとする。）

代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合

権利者が、代理人に申立手続を委任する場合には、委任の範囲を明示して代理権を証する書類

(ロ) 輸入差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等

本関知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。

輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し

弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書

申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

並行輸入に係る資料等

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害すると認める物品に係る並行輸入品の差止めを求める場合は、前記 69 の 8 7 の(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止申立書」の 6 の(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。

- A 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されていること
- B 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されている旨の表示方法
- C 権利者名及び譲受人名
- D 当該製品について当該権利に係るものとして徴収し、又はその契約を締結したライセンス料の金額

(注) この場合には、契約書等当該金額を証明できる資料を添付させることとする。

侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報

二 輸入差止申立書及び添付書類等の提出部数

9部（受付税関用及び他税関送付用）

ただし、申立人が特定の税関又は特定の税関官署のみにおける輸入差止めを申し立てる場合は、当該申立てに係る税関（特定の税関官署に係る場合には、当該税関官署を管轄する税関）の数とする。

（注）添付資料は、他税関送付用（最大8部）については、写しを提出させることとして差し支えない。

なお、上記ハ(1)のサンプル等の現物については、これに加えて申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。

（2）輸入差止申立ての審査

イ 上記(1)のハ((ロ)を除く。)及び二の輸入差止申立て書及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求ることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。

（注1）希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。

（注2）本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された輸入差止申立て書の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。

（1）「輸入差止申立て書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。
自己の知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）

法第69条の8第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名

法第69条の8第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当すると認める理由

識別ポイント

輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間

なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記69の12 1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(ロ)のただし書による取扱

いが行われる旨を教示することとする。

(ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報並びに侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること(上記(1)のハの(ロ)のただし書に規定する税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)。

(ハ) 「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実を確認することができること。

ロ 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合その他輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適當と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

ハ 輸入差止申立書の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めることがある。

商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て
著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸入差止申立て

不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て

二 輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。

(3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。

イ 総括知的財産調査官は、上記(2)ロの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記ロの事務を行うものとする。

ロ 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補(財務省の税関ホームページに掲載されている者をいい、下記ハの(注3)により包括的に委嘱した者を含む。以下同じ。)の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の

求めに係る輸入差止申立て(以下この項において「対象申立て」という。)に係る事案の申立て人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。

ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)の口により公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5844)により当事者(対象申立てに係る事案の申立て人及び予想される輸入者うち当該申立てとの間に争いがある輸入者その他意見を聞くことが適當と認められる輸入者をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記口により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5846)を交付するものとする。

(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。

(注2) 専門委員から意見を聞く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。

(注3) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(C-5647)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て、及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。

二 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5848)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足

りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から予想される輸入者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。

ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。

ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5850)(対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。

なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めるとしてする。

ト 専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかった場合は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書」(C-5852)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。

チ 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5854)により、その旨及び理由を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。

(4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い

イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本関知的財

産調査官に送付する。

なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、当該輸入差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。

□ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858)を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。

なお、輸入差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。

(注1) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。

(注2) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数(通常10日程度)を見込んで決定する。

八 輸入差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付する。

二 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。

(注) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行うよう教示するものとする。

(5) 輸入差止申立ての内容の公表

受理した「輸入差止申立書」の内容は、次により公表する。

イ 公表する事項

(1) 「輸入差止申立書」中【公表】と記載されている事項は公表する。
(2) 「輸入差止申立書」中【公表の可否】と記載されている事項については、申立人に公表の可否を確認のうえ、公表を可とするものに限り公表する。

□ 公表方法

輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容(特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。)及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度

及び1月毎に公表する。

(6) 輸入差止申立ての更新

イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合(必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)の口及び(3)の規定を準用して審査を行うものとする。)は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860)(不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書(保護対象商品等表示等関係)」(C-5862)) (以下「更新書」という。)を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。

ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(5)までに準じて取り扱う。

ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、更新書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等(経済産業大臣申立時意見書を除く。)の提出は省略させて差し支えない。

(7) 輸入差止申立ての内容変更

輸入差止申立て(上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。)を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更(追加情報を含む。)の申出があった場合には、変更内容を書面(任意の様式)により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。

この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。

なお、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。

(注) 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。

申立てに係る特許権の請求項について訂正審判(特許法(昭和34年法律第121号)第126条)が請求され、訂正を認容する旨の審決が確定した場合又は特許無効審判(特許法第123条)手続きにおいて訂正請求がなされ当該訂正後の特許請求の範囲の記載に基づき特許を維持する旨の審決が確定した場合

申立てに係る商標権について指定商品の一部が不使用取消審判(商標法(昭和34年法律第127号)第50条)において取り消された場合

その他上記、に準ずる事情が生じた場合

(8) 輸入差止申立ての受理の撤回

輸入差止申立てのうち、受理要件を満たさなくなったものについては受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立て人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」(C-5864)により理由を付して申立て人に通知する。

なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、当該輸入差止申立てを受け付けた税関は、総括知的財産調査官及び対象税関の本関知的財産調査官と協議するものとする。

(9) 輸入差止申立ての撤回

申立て人から輸入差止申立て有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。

なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。

(注) 輸入差止申立ての有効期間中に知的財産の譲渡等により申立て人が知的財産を有しないこととなつたことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立て人に通知し、撤回をしようとするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。

(輸入差止情報提供の取扱い)

69の10 2 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。

(1) 輸入差止情報提供の手続

輸入差止情報提供をしようとする回路配置利用権者には、「輸入差止情報提供書」(C-5866)及び所要の添付書類等を次により提出させることにより行わせるものとする。

イ 情報提供者

輸入差止情報提供を行うことができる者は、回路配置利用権者とする。
なお、代理人に情報提供手続を委任することを妨げない。

ロ 提出窓口

輸入差止情報提供をしようとする者の住所(当該者が法人である場合には、その主たる事務所の所在地)を管轄する税関又は当該者が侵害すると認める物品の輸入を予想する税関官署を管轄する税関の本関知的財産調査官とする。

なお、複数の税関官署に輸入差止情報提供を行う場合には、いずれか一つの税関の本関知的財産調査官に対して提出させるものとする。

ハ 提出書類等

(1) 添付が必要な資料等

権利の内容を証する書類 権利の登録原簿の謄本及び公報
侵害すると認める物品と確認できる資料等

() 権利が設定登録された回路配置の拡大カラー写真、自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大カラー写真、権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。

() 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第24条(善意者に対する特例)第1項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。)

代理人が輸入差止情報提供を行う場合 回路配置利用権者が代理人に情報提供手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証する書類

(ロ) 輸入差止情報提供書の受付後、必要に応じて受理する追加資料等 本関知的財産調査官は、情報提供者から次に掲げる資料等を追加したい旨の申し出があった場合において、取締りを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、各税關及び関係部署に通知する。この場合において、追加された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。

輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し

弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品に関する鑑定書

輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

侵害すると認める物品の輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報

二 提出部数

9部(受付税關用及び他税關送付用)

(注) 添付資料は、他税關送付用(最大8部)については、写しを提出することとして差し支えない。

なお、上記ハ(1)のサンプル等の現物については、これに加えて情報提供者に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。

(2) 輸入差止情報提供の受付

前記69の10 1(輸入差止申立ての取扱い)(2)に準じて取り扱い、輸入差止情報提供を受け付けた場合には速やかに対象税關の本関知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報

提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。

(3) 輸入差止情報提供の内容の公表

前記 69 の 10 1 の(5)に準じて取り扱う。

(4) 輸入差止情報提供の継続期間の延長等

イ 情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」(C-5868)(以下「継続書」という。)を当該輸入差止情報提供を受け付けた税関に提出させる。

ロ 継続書が提出された場合は、上記(1)から(3)までに準じて取り扱う。

ただし、輸入差止情報提供について追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、継続書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。

(5) 輸入差止情報提供の内容変更

前記 69 の 10 1 の(7)に準じて取り扱う。

(その他)

69 の 10 3 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うよう要請するものとする。

(輸入差止申立てに係る供託等)

69 の 12 1 法第 69 条の 12 ((輸入差止申立てに係る供託等)) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 供託命令の要求

法第 69 条の 12 第 1 項((金銭の供託))に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立て人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ 供託の期限

法第 69 条の 12 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(C-5870)の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。

ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して 3 日以内とし、口頭により供託命令を行つ

た場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

ハ 供託額

(1) 法第69条の12第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（課税価格の20%程度を目安に算定する。）

予想される認定手続期間中に輸入者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の課税価格とする。）

その他、予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通關することができないことにより被るおそれのある損害の額

(ロ) 上記(1)の額の算定に当たっては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記二なお書の場合には、あらかじめ、上記ハの(1)のからまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、後日上記ハの(1)のについて追加供託命令を行う旨を輸入者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

二 供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記69の13-1（見本検査承認申請等）及び69の13-3（見本検査に係る供託等）から69の13-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せてFAX等による当該

命令の内容の通知を行うよう努めることとする。) 当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第 21 条の 3 第 11 項の通知を行うことに留意する。) また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(C-5872)正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(1) 供託物の種類

法第 69 条の 12 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 (関税の納付に関する用語の意義)の(1)の規定に準じて取り扱う。

法第 69 条の 12 第 3 項(有価証券の供託)に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 (関税の担保の種類)の(1)及び(2)に準じて取り扱う。

ただし、社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは認めないこととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 (国債及び地方債の価額)及び 9 の 6 - 4 (社債等の担保金額)の規定に準じて取り扱う。

(ハ) 供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

(二) 供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C - 5874)(2 部。原本、申立人交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ 支払い保証委託契約を締結する場合

(1) 支払い保証委託契約の相手方

法第 69 条の 12 第 5 項(供託に代わる契約)の契約(以下この項に

おいて「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法(昭和56年法律第59号)による銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)による長期信用銀行、農林中央金庫法(大正12年法律第42号)による農林中央金庫、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)による商工組合中央金庫、信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫及び保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(口) 支払保証委託契約の届出

供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し(契約の相手が原本と相違ないことを証明したもの)を「支払保証委託契約締結届出書」(C-5876)(2部。原本、申立人交付用)に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の16第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」(支払保証委託契約締結届出書)の交付用)を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手続と同時に行われるものとする。

(3) 供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸入者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記(1)口から二まで及び(2)に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

(4) 認定手続の取りやめ

イ 「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないととするが、当該相応の期限内

に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」(C-5878)を申立人及び輸入者等に交付する。

この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸入を認めるものとする。

(注) 認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

(5) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(1) 供託金規則第7条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

民事執行法第22条第1項((債務名義))に規定する債務名義(確定判決等)

損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの

供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

上記からまでに掲げるものに類するもの

(注) に掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

(ロ) 輸入者等には、供託金規則様式第四による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 申立人からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、輸入者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五の確認書を当該輸入者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であ

り、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(6) 有価証券の換価

イ 輸入者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則(昭和34年法務省令第2号)第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第7条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。

(7) 供託された金銭等の取戻し

イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

(1) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(C-5820)に「認定通知書(輸入者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。

(ロ) 上記(1)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書(権利者用)」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

(1) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記69-9(認定手続)(1)ニ(イ)により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。

(ロ) 上記(1)の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取扱事由確認申請書」(C-5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

供託の原因となった貨物の輸入者等が、供託した金銭等の取扱しに同意したことを証明する書面

損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

(注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法(明治31年法律第9号)第724条((損害賠償請求権の消滅時効))により3年となるので留意する。

申立人が輸入者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

侵害物品でない旨の「認定通知書(権利者用)」であって、その理由欄に、権利者からの輸入同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの

その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸入者等に、当該書面(上記(イ)を除く。)の真偽等について意見を述べる機会を与える。

(ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

二 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

(イ) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884)(2部。原本、申立人交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。

(ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の16第1項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(申立人交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

(イ) 収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書(供託書正本提出書兼用)」(C-5886)(2部。原本、申立人交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

(ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書

(供託書正本預り証兼用)」(申立人交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書(供託物正本預り証兼用)」の写しをもってその旨を通報する。

ヘ 収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求(以下「証明書交付請求」という。)があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」(C-5888)に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸入者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」(C-5890)を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

(1) 支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(C-5892)(2部。原本、申立人交付用)に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」(申立人交付用)を交付するとともに、の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

　　疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書(権利者用)」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

　　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸入者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えるこ

ととする。

解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金
銭等が供託された場合

解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額につ
いて、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 16 第 1 項の規定に
適合する支払保証委託契約を締結した場合

□ 支払保証委託契約の内容の変更

- (1) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保
証委託契約内容変更承認申請書」(C - 5894)(2 部。原本、申立人交
付用)に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明
したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。
- (2) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の
16 第 1 項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の
内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更
承認書」(申立人交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に
「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報す
る。

(見本検査承認申請等)

69 の 13 - 1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。

- (1) 見本検査承認申請をしようとする申立人(以下「申請者」という。)に
は、「見本検査承認申請書」(C - 5896)(2 部。原本、交付用)に、「認定
手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して、当該認定手続に係る事
務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の
検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及
び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考とな
るべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるも
のとする。
- (2) 見本検査承認申請を受けた知的財産調査官等は、「見本検査承認申請通
知書」(C - 5898)に「見本検査承認申請書」の写しを添付して、当該見本
検査承認申請に係る疑義 貨 物の輸入者等に通知するとともに、原則と
して、「見本検査承認申請通知書」の日付の日の翌日から起算して 3 日(行
政機関の休日の日数は算入しない。)以内に限り、当該輸入者等に意見を
述べる機会を与えるものとする。この場合において、当該見本検査承認申
請が承認された場合に申請者が見本を検査した後の見本の返還(原状回復
が困難な場合は、検査後の状態のままでの返還)を必要とするか否かにつ
いて確認しておくものとし、返還不要であるときは、見本返還不要同意書
(C - 5898 の別紙)を提出させるものとする。
- (3) 見本検査承認申請を承認したときは、知的財産調査官等は、「見本検査

承認通知書(申請者用)」(C-5900)を申請者に、「見本検査承認通知書(輸入者等用)」(C-5902)を輸入者等に交付する。なお、見本検査承認申請を承認したときは、申請者から「見本受領書」(C-5904)を徴した上で見本を交付するものとするが、その際、当該承認に係る見本について、令第27条ただし書(口頭による見本一時持出し許可の申請)の規定により、口頭で見本一時持出しの申請及び許可があったものとする。

(4) 見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書(申請者用)」(C-5906)を申請者に、「見本検査不承認通知書(輸入者等用)」(C-5908)を輸入者等に交付する。

(見本検査の承認要件)

69の13-2 法第69条の13第2項((見本検査の承認要件))の規定の適用に係る取扱いは次による。

(1) 法第69条の13第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第69条の10第4項((貨物の点検))の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。

(2) 法第69条の13第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場(国内又は国外)で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。

(3) 法第69条の13第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第69条の9第7項((秘密保持義務))の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。

(4) 法第69条の13第2項第4号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。

(5) 次の場合には、法第69条の13第2項各号に掲げる要件を充たす場合であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。

イ 輸入者等が自ら侵害物品であることを認めている場合等侵害物品に該当するとの認定を行うことが確実と認められる場合

口 契約関係を示す証拠等により見本検査承認申請に係る疑義貨物について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである場合等侵害物品に該当しないとの認定を行うことが確実と認められる場合

ハ 輸入者等が前記 69 の 9 - 2(輸入者等による自発的処理の取扱い)の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合(輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。)

二 見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権又は意匠権に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合

(見本検査に係る供託等)

69 の 13 - 3 法第 69 の 13 第 5 項((見本検査に係る供託等))において準用する法第 69 条の 12 ((申立てに係る供託等))の規定の適用については次による。

(1) 見本検査承認申請を承認する場合は、原則として供託命令を行うものとする。ただし、下記(3)に基づく供託額が千円程度以下と見込まれる場合はこの限りでない。

(2) 供託命令は、知的財産調査官等が「供託命令書」(C - 5910)を申請者に交付して行うこととし、供託の期限は、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して 3 日以内とする。この場合において、当該知的財産調査官等は「供託命令書」の写しをもって、収納課長等(当該知的財産調査官等が本関知的財産調査官でない場合は本関知的財産調査官を含む。)に、供託命令を行った旨を通報する。なお、本関知的財産調査官が通報を受けたときは、その旨総括知的財産調査官に通報する。

(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

イ 申請者に交付する見本の課税価格並びに關税及び内国消費税(地方消費税を含む。)に相当する額

口 当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被る逸失利益(課税価格の 20%程度を目安に算定する。)

ハ 以上のほか、当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被るおそれのある損害の額

(4) 前記 69 の 12 1 の(2)から(9)まで((4)ハを除く。)(輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第 69 条の 13 第 5 項において準用する法第 69 条の 12 の規定、令第 62 条の 20 において準用する令第 62 条の 15 から第 62 条の 18 までの規定及び供託金規則第 8 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合に

おいて、前記 69 の 12 1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 69 の 12 1 の(3)中「上記(1)口から二まで及び(2)」とあるのは「前記 69 の 12 1 の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記 69 の 12 1 の(4)の口中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 69 の 12 1 の(5)のイの(口)中「様式第四」とあるのは「様式第六」と、前記 69 の 12 1 の(5)のハ中「様式第五」とあるのは「様式第七」と読み替えるものとする。

(見本検査の立会い)

69 の 13 - 4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、法第 69 条の 13 第 6 項((見本検査の立会い))の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」(C-5912)を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。

(見本の返還等)

69 の 13 - 5 申請者による検査が行われる見本(分析等により費消したもの)を除くものとし、分解等により原状回復が困難である場合は、検査後の状態のままの見本をいう。以下この項において同じ。)の返還等については次による。

- (1) 「見本返還不要同意書」の提出がある場合は、税関が当該見本に係る疑義貨物について侵害の該否の認定をするまでの間、当該見本を申請者に保管させるものとする。この場合において、当該疑義貨物について侵害物品に該当すると認定したときは、速やかに当該見本を税関に返還させるものとし、侵害物品に該当しないと認定したとき又は侵害の該否の認定をする前に通関解放が行われたときは、当該疑義貨物の輸入を許可した後に申請者に処分させるものとする。
- (2) 「見本返還不要同意書」の提出がない場合は、申請者による検査の終了後速やかに当該見本を税関に返還させるものとする。
- (3) 申請者が検査をする前に通関解放が行われた場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず当該見本を速やかに税関に返還させるものとする。

(特許庁長官意見照会請求の手続)

69 の 14 - 1

- (1) 特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」(C-5914)とする。
- (2) 令第 62 条の 22 に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 10 1 の(1)のハの(1)の A の a の(b)又は同項の(1)のハの(1)の C の a の(b)と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)

をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。) 又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求ることとする。この場合において、前記 69 の 13 - 5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求ることとする。なお、法第 69 条の 14 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 69 の 13 - 5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求ることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。

(特許庁長官意見照会手続)

69 の 14 - 2

(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C - 5916) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 14 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。

イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、輸入差止申立書及びその添付資料の写し(非公表としている部分を除く。)

ロ 令第 62 条の 11 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ 前記 69 の 14 - 1 の(2)により提出等された資料

ニ 下記(2)により特許権者等又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料

(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」(C - 5918) 並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、5 日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

(3) 令第 62 条の 23 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記 69 の 10 1 の(1)のハの(1)の A の a の(1)又は同項の(1)のハの(1)の C の a の(1)と同等のものとする。

(4) 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第 69 条の 14 第 1 項に規定する 10 日経過日(同項に規定する延長を行

った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。) の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限(輸入者等に対して意見を求める場合に限る。) として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に 10 日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸入者等に教示するものとする。

- (5) 税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。
- (6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(C-5920)により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。
- (7) 次の場合には、請求があっても、法第 69 条の 14 第 2 項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。
 - イ 輸入者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
 - ロ 契約関係を示す証拠等により当該物品について輸入者等が正当な権利を有する事が明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができる事が確実と認められる場合
 - ハ 輸入者等が、前記 69 の 9 2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されない事が確実となった場合(自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。)
 - ニ 令第 62 条の 23 第 1 項に規定する具体的な態様の特定をする事が困難な場合
 - ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会に係る意見照会書」の特許権者等及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行う事が困難な場合

なお、法第 69 条の 17 第 1 項の規定による求めを行うことができる事となつた後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意

する。

- (8) 上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(C-5922)により、その旨及び理由を通知する。
- (9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5924)により、その旨及び内容(認定の基礎とする部分に限る。)を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
- (10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の14第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の9第6項若しくは第69条の12第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。

(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)

69の14-3 法第69条の14第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日(受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等(受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。)が法第69条の9第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。)から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)」(C-5928)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

(農林水産大臣意見照会手続等)

69の15-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の15第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、申立人と輸入者の主張が対立した場合又は税關においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。
- (2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5930)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産

大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し（DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

- (3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」（C-5932）により、その旨を通知する。
- (4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」（C-5934）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の9第6項若しくは第69条の12第10項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C-5936）により、遅滞なくその旨を通知する。

（経済産業大臣意見照会手続等）

69の15-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第69条の15第1項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税關において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。
- (2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」（C-5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。
- (3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」（C-5940）により、その旨を通知す

る。

- (4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(C-5942)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の9第6項若しくは第69条の12第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。

(認定手続における専門委員意見照会手続等)

69の16 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。

- (1) 総括知的財産調査官は、前記69の9の(1)の二の(ホ)の規定により、専門委員の意見を聞くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。
- (2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聞く日時及び場所(以下この項において「意見聴取の場」という。)を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る認定手続(以下この項において「対象認定手続」という。)に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として3名選定するものとする。
- (3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(C-5946)により当事者(対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記(2)により選定した者に意見を求ることについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5948)を交付するものとする。

(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見

(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。

(注2) 専門委員から意見を聞く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。

(注3) 前記69の10 1の(3)のハの(注3)により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。

(4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(C-5950)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸入差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料(申立人が非公開としている資料を除く。)の写しを含むものとする。

(5) 括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聞いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。

(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5952)(対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。

なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。

(7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聞いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(C-5954)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。

(8) 認定手続における専門委員意見照会書の発出後であって専門委員の意見が提出され続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5956)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に

通知するものとする。

(通関解放手続)

69 の 17 - 1

(1) 法第 69 条の 17 第 1 項の規定による求めを行うこと(以下この項において「請求」という。)ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。

ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。

(2) 法第 69 条の 14 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知書」(C-5958)により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 14 - 3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。

(3) 令第 62 条の 26 に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(C-5960)とし、同条第 5 号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記 69 の 17 - 2 の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。

(4) 法第 69 条の 17 第 3 項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(C-5962)により、行うこととする。

(5) 後記 69 の 17 - 2 の(2)のイの(ニ)の規定により通報を受けた供託書正本預り証の写し又は同項の(2)のロの(ロ)の規定により通報を受けた支払保証委託契約締結届出確認書の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(C-5964)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。

(通関解放金)

69 の 17 - 2 法第 69 条の 17 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

(1) 供託命令

イ 法第 69 の 17 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5966)の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。

口 供託額

(1) 法第 69 条の 17 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額(これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。)

輸入者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額(課税価格の 20%を目安に算定する。)

(ロ) 上記(1)の額の算定に当たっては、輸入差止申立ての際に提出された資料(追加して提出された資料を含む。)等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通關解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通關解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長)が供託命令を行った場合には、本關知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通關解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本關知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

(2) 供託等の取扱い

イ 金銭又は有価証券を供託する場合

(1) 供託物の種類

法第 69 条の 17 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4 - 1(関税の納付に関する用語の意義)の(1)の規定に準じて取り扱う。

法第 69 条の 17 第 4 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 - 1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは、認めないこととする。

(ロ) 国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3(国債及

び地方債の価額)及び9の6-4(社債等の担保金額)の規定に準じて取り扱う。

(八) 供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わるものとする。

(二) 供託書正本の提出

供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5874)(2部。原本、申立特許権者等交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適當であると認めたときは、「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を当該輸入者等に交付し、前記69の17-1の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

□ 支払保証委託契約を締結する場合

(1) 支払保証委託契約の相手方

法第21条の5第6項((供託に代わる契約))の契約(以下「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

(ロ) 支払保証委託契約の届出

供託をすべき輸入者等には、支払保証委託契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を「支払保証委託契約締結届出書」(C-5876)(2部。原本、輸入者等交付用)に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の27において準用する令第62条の16第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」(「支払保証委託契約締結届出書」の交付用)を供託をすべき輸入者等に交付し、前記69の17-1の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届

け出る場合には、上記イの(ニ)の手続と同時に行わせるものとする。

(3) 供託等をしない場合の取扱い

イ 「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸入者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記口において「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。

ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」（C-5968）を申立特許権者等及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

(4) 供託された金銭等の還付

イ 権利の実行の申立ての手続

(1) 供託金規則第9条において準用する同規則第1条（（申立ての手続））に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記69の12-1の(5)のイの(1)のに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。

(ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第八による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ 輸入者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第九の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であ

り、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸入者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。

(5) 有価証券の換価

イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第9条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、輸入者等に送付するものとする。

この場合において、輸入者等が先に供託した際に税關に提出した供託書正本を輸入者等に対し返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。

(6) 供託された金銭等の取戻し

イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

(イ) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(C-5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

輸入者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等に、当該書面の真偽等について意見を述べる機会を与える。

(ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認

した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

口 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

(1) 収納課長等は、輸入者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884)(2部。原本、輸入者等交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。

(2) 収納課長等は、契約書の内容が令第62条の27において準用する令第62条の16第1項の規定に適合すると認めたときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ハ 供託物が差し替えられた場合の取扱い

(1) 収納課長等は、輸入者等から、「供託物差替承認申請書(供託書正本提出書兼用)」(C-5886)(2部。原本、輸入者等交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

(2) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸入者等に対して、「供託物差替承認書(供託書正本預り証兼用)」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書(供託物正本預り証兼用)」の写しをもってその旨を通報する。

二 訴えを提起しなかった場合の取扱い

申立特許権者等が法第69条の17第12項の規定による通知を受けた日から30日(以下二において「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取扱事由確認申請書」(C-5882)に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。

(2) 収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記(1)による申請書(上記(1)による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。)を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴

えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。

(ハ) 収納課長等は、上記(ロ)の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後 30 日以内に当該訴えの提起をしなかった事實を確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸入者等に対し返還するものとする。

(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求(以下「証明書交付請求」という。)があった場合の取扱いは、次による。

イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」(C-5888)に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」(C-5890)を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ 支払保証委託契約の解除

(1) 支払保証委託契約を解除しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(C-5892)(2部。原本、輸入者等交付用)に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」(輸入者等交付用)を交付するとともに、下記の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した

場合

(注) 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えること。

解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 27 において準用する令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

□ 支払保証委託契約の内容の変更

(1) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」(C-5894)(2部。原本、輸入者等交付用)に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。

(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の 27 において準用する令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」(輸入者等交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

15.89-2 の(4)中「定率法第 21 条第 3 項((輸入禁制品に該当する旨の通知))」を「法第 69 条の 8 第 3 項((輸入してはならない貨物に該当する旨の通知))」に改める。

16.89-6 の(3)の(ロ)中「関税定率法第 21 条第 3 項((輸入禁制品に該当する旨の通知))」を「法第 69 条の 8 第 3 項((輸入してはならない貨物に該当する旨の通知))」に改める。

第 2 関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

第 22 節及び第 23 節を削る。

第 3 通関業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号)の一部を次のように改正する。

1.34-6 の通関業者監督処分基準表の上段中

109	禁制品輸入	1(級)	2(級)	を
109 の 2	禁制品を保税地域に置く等	1	2	」

「

108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)	に改める。
109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2	
109 の 2	輸入してはならない貨物を保税 地域に置く等	1	2	

2. 35 - 5 の通関士懲戒処分基準表の上段中

109	禁制品輸入	1(級)	を
109 の 2	禁制品を保税地域に置く等	1	

108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	に改める。
109	輸入してはならない貨物の輸入	1	
109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地 域に置く等	1	

第4 税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 税関様式T第1700号から税関様式T第2200号までを削る。
- 税関様式C第5600号から税関様式C第5968号までを別紙1から別紙149までのように定める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

- 輸入差止申立書(T-1870) 輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(T-1873) 輸入差止情報提供書(T-1920) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書(T-1874) 委嘱状(T-1875) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書(T-1878) 認定手続における専門委員意見照会実施通知書(T-2132) 委嘱状(T-2133) 認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書(T-2136) 特許庁長官意見照会書(T-2070) 特許庁長官意見照会に係る意見徴求書(T-2080) 特許庁長官意見照会実施通知書(T-2090) 及び石油化学製品製造工場の承認申請書(P-7400)を削る。
- 当事者分析成績採用申請書(C-5570)の次に次のように加える。

輸出(積戻し)差止申立書(C-5640)

「整理No.」欄には、受付税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄には、輸出差止申立てを行う税関名をで囲む。

「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載

する。

「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。

「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。

「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。

「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。

「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。

「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書（C-5644）

「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸出差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、大学学部教授等）を記載する。

「3. 輸出差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸出（積戻し）差止申立書に記載されている内容のうち、輸出差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する

委嘱状（C-5646）

「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸出（積戻し）差止申立ての受理・不受理結果通知書（C-5652）

「理由」欄には、当該日をもって当該輸出差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。

委嘱状（C-5647）

「期間」欄のうち、「至」の項には、委嘱の日から 2 年を経過する日を記載する。

輸入差止申立書 (C - 5840)

「整理 No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第 2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄には、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。

「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。

「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（ ）にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外領布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（ ）にレチェックを付す。

「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。

「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。

「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。

「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。

「輸入統計品目番号（9 衔）」欄には、任意で H S 番号（9 衔）を記載させ、記載のない場合は、受付税関において記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2 年以内の期間を記載する。

「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての

時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。)、外国における権利の許諾関係、その他の事項(ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等)について、できるだけ詳細に記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)(C-5842)

「整理No」欄には、受付税関の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄は、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。

「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。

「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所()にレチェックを付す。

「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。

「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。

「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「輸入統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。

「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。)、外国における使用許諾関係、その他の事項(使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等)について、できるだけ詳細に記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

輸入差止情報提供書（C - 5866）

「整理No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄は、輸入差止情報提供を行う税関名を で囲む。

「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。

「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。

「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。

「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。

「輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名」欄には、侵害物品の品名を記載させる。

「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。

「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。

「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書（C - 5844）

「2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、大学学部教授等）を記載する。

「3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等」欄には、輸入差止申立書に記載されている内容のうち、輸入差止申立てに係る権利の内容等、「公表」とされている事項について記載する

委嘱状（C - 5846）

「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若

しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書（C - 5852）

「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該輸入差止申立てに係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。

特許庁長官意見照会書（C - 5916）

特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会請求通知（C - 5918）

関税法第69条の14第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会実施通知書（C - 5920）

関税法第69条の14第2項の規定による場合は「又は第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

認定手続における専門委員意見照会実施通知書（C - 5946）

「2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名（弁護士、弁理士、大学教授等）を記載する。

委嘱状（C - 5948）

「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。

認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書（C - 5954）

「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該日をもって当該認定手続に係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。

3. その他の表を次のように改める。

第1欄	第2欄
税関様式 C 第 1040 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1041 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1045 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1050 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1070 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1140 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 3350 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 3360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 3420 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5060 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 6000 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 5600 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5602 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5622 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5624 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5636 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5658 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5664 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5800 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5802 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5822 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5824 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5836 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5838 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5858 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5864 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5906 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号

税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9120 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9150 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号

第 5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。

別紙第 3 の港符号表中

「 8 1 5 | 十 | 勝 | を
 8 1 8 | 花 | 咲 |
 」

「 8 1 5 | 十 | 勝 |
 8 1 6 | 旭 | 川 | に改める。
 8 1 8 | 花 | 咲 |
 」

第 6 輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 1 の 1 の(1)の口中「関税法第 70 条、同第 71 条及び関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 21 条」を「関税法第 69 条の 8、同第 70 条、同第 71 条」に改める。

第 7 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）の一部を次のように改正する。

1. 第 4 節の 4 - 31 の(1)中「定率法第 21 条の 2 第 1 項」を「法第 69 条の 10 第 1 項」に改める。
2. 第 4 節の 4 - 32 の(1)中「定率法第 21 条の 3 第 1 項又は第 2 項」を「法第 69 条の 12 第 1 項又は第 2 項」に改め、同項の(2)中「定率令第 61 条の 7 第 1 項」を「令第 62 条の 16 第 1 項」に改める。
3. 第 4 節の 4 - 33 の(1)及び第 4 節の 4 - 34 の(1)中「定率法第 21 条の 3 第 8 項」を「法第 69 条の 12 第 8 項」に改める。
4. 第 4 節の 4 - 34 の(2)中「税関様式 T 第 2010 号」を「税関様式 C 第 5886 号」に改める。

5. 第4節の4-35の(1)中「定率令第61条の7第4項」を「令第62条の16第4項」に、「定率法第21条の3第1項」を「法第69条の12第1項」に改め、同項の(2)中「税関様式T第2030号」を「税関様式C第5890号」に改める。
6. 第4節の4-36中「定率令第61条の8第1項」を「令第62条の17第1項」に、「定率法第21条の3第6項」を「法第69条の12第6項」に改める。
7. 第4節の4-37中「定率令第61条の5」を「令第62条の13」に改める。
8. 第4節の4-38中「定率令第61条の3第1項」を「令第62条の11第1項」に、「定率法第21条第4項」を「法第69条の9第1項」に、「同条第1項第5号」を「法第69条の8第1項第5号」に改める。

第8 還流防止措置に係る税関実務上の留意事項等について（平成16年12月27日財関第1388号）の一部を次のように改正する。

第2の2中「関税定率法（明治43年法律第54号）第21条の2」を「関税法（昭和29年法律第61号）第69条の10」に改める。